



平成 26 年 7 月 25 日

各 位

会社名 株式会社吉野家ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 河村泰貴
コード番号 9861 東証第 1 部
問い合わせ先 社長室長 斎藤公利
(TEL 03-4332-9701)

当社子会社への「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」に基づく立入検査の実施状況についてのお知らせ

現在、当社子会社である株式会社吉野家資産管理サービス、株式会社吉野家、株式会社中日本吉野家及び株式会社コンスタント（以下「対象会社」とします。）に対して、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（以下「消費税転嫁対策特別措置法」といいます。）に基づき、中小企業庁による立入検査を受けております。

対象会社において、社内で精査いたしましたところ、対象会社が賃貸借契約を締結している店舗等の不動産賃貸取引のうち、消費税を含んだ金額で賃借料を定めている取引（以下「対象取引」といいます。）の一部について、本年 4 月 1 日の消費税率引き上げ後の消費税相当分が適正に転嫁されていない事実が発覚いたしました。

対象取引の事業者様及び個人様をはじめ、ご関係の皆様には大変ご迷惑をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。

これを受けまして、対象取引の事業者様及び個人様に対し、速やかに個別に事情をご説明し、消費税率引上げ分相当額を各取引先にお支払いするとともに、対象会社の役員及び従業員に対し、消費税転嫁対策特別措置法の主旨、内容について周知徹底を図り、研修を行うなど、再発防止に向けて、社内体制の整備のために必要な措置を講じてまいります。

以 上